



お知らせ INFORMATION

福祉灯油の 緊急補助を 行います

今冬の灯油価格の高騰が町内の冬の生活に大きな影響を及ぼしています。
町では、住民税非課税世帯で高齢者のみの世帯などを対象に灯油購入費用の助成を行います。対象世帯には、町内の灯油販売店で使える灯油給付券を郵送します。



（仮称）まちなか再生拠点施設の愛称が決定！
「にぎわい番所 ぽらっと」
この愛称には「にぎわいを創出する詰め所」「ぽらっと気軽に立ち寄れる」などの意味が込められており、町民の皆さんの応募の中から選定会で決定しました。
会議やサロン活動、イベントなどさまざまな用途に利用できますので、気軽に問い合わせください。
〈問い合わせ先〉 商工観光課 地域振興係 ☎45-2213

- ◆**対象世帯**
令和3年度の住民税が非課税の世帯であり、次のいずれかに該当する世帯
- ① 高齢者世帯（世帯全員が65歳以上である世帯）
 - ② 障がい者世帯（世帯に障がい者手帳などの交付や判定を受けた人がいる世帯）
 - ③ ひとり親世帯（18歳未満の子どもとそれを養育する父親または母親のみの世帯）
 - ④ その他世帯（①～③に準ずる世帯として町長が認める世帯）

◆**給付の内容**
対象世帯に対し1世帯あたり5000円の灯油給付券を給付します。

◆**事業期間**
令和4年3月31日まで

◆**問い合わせ先**
福祉介護課 福祉係
☎45-2214

「医療費の お知らせ」を 確認していますか

国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人には、自身の健康管理と医療への関心を高めてもらうため、毎年、「医療費のお知らせ」を送付しています。本年度は、令和3年分の医療費について作成されますが、加入保険によって送付時期などが異なるため、注意してください。

◆**国保加入者の場合**
町から奇数月の月上旬に、はがきを送付しています。
※確定申告に使用できませんが、記載のない医療費は領

取書で申告してください。

◆**後期高齢者医療加入者の場合**
福島県後期高齢者医療広域連合から封書で令和4年2月下旬より順次発送されますので、確定申告を急ぐ場合は領収書で申告してください。

◆**申請・問い合わせ先**
◎国民健康保険について
健康増進課 国保係
☎45-4532

◎**後期高齢者医療について**
県後期高齢者医療広域連合
☎024-528-9025

ケーブルテレビ 1月の放送案内

◆**みんなで「さすけねえ輪！」**
町民の皆さんが「最近あった嬉しかったこと」や「健康づくりのために意識していること」などをコメントします。
※にしいあいつニュースワイドの直前に放送（約30秒）。

◆**問い合わせ先**
（二社）西会津ケーブルネット
☎45-4461

新型コロナウイルスワクチン 追加接種に関するお知らせ

町では、国が示す方針に基づき追加接種の準備を進めています。3回目の追加接種を受けられる対象者は次のとおりです。

- ① 2回目の接種日から原則8カ月経過していること。
- ② 追加接種時の年齢が18歳以上であること。

※65歳以上の人は令和4年3月から、64歳以下の人は同年4月から集団接種により実施予定です。日程などについては、決まり次第、町ホームページやチラシなどでお知らせします。

※現在、国において接種間隔の前倒しを協議中です。

◆**問い合わせ先**
町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口
☎45-2269

家庭ごみを持ち込むときは 運転免許証の提示が必要です

喜多方地方広域市町村圏組合では、環境センター山都工場に持ち込まれた家庭ごみが管内から発生したものでかどうかが、誰が運搬したかを確認するため、運転免許証の提示などを求めることとなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、提示物などについて

◆**問い合わせ先**
環境センター山都工場
☎0241-38-3005
町民税務課 町民生活係
☎45-2215

償却資産の申告 をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用の設備、機械、車両といった資産）に対しても課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。

町では、会社や個人で工場や商店などを経営している対象者に関係書類を12月中旬に発送していますので、申告期限の令和4年1月31日（月）までに申告をお願いします。

売却や減失などにより資産がなくなつた場合、届出をしないと引き続き課税されることとなりますので、償却台帳に記載されている資産をもう一度確認してください。

また、申告用紙が届かない場合や新たに事業用資産を所有した場合は、左記まで問い合わせください。

◆**提出・問い合わせ先**
町民税務課 税務係
☎45-2212

喜多方税務署 からのお知らせ

◆**申告はe-Taxで**
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応スマートフォンを使って、国税庁ホームページから専用アプリをインストールすることにより、簡単な手順で申告書の作成とデータの送信ができます。

◆**申告に関する相談について**
所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する相談は「確定申告電話相談センター」を利用ください。

◆**問い合わせ先**
喜多方税務署に電話し、音声ガイダンスに従い「0番」を選択してください。

◆**問い合わせ先**
喜多方税務署
☎0241-24-5050
（音声ガイダンスに従い、「2番」を選択してください）

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

◆**大きさ** 1枠当たり縦4.0cm×横8.5cm
◆**掲載料** 1枠当たり5,000円/月

◆**問い合わせ先**
企画情報課 広報広聴係 ☎45-4536

